

## 令和6年度個人町県民税に係る定額減税の実施について

苓北町役場 税務住民課

## 制度の概要

令和6年度税制改正において、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、物価上昇を十分に超える持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指す観点から、令和6年分の所得税および令和6年度分の個人住民税（町・県民税）において定額減税を実施することが決定されました。

※所得税の定額減税に関しては国税庁HPをご覧ください。

## 定額減税の対象者

令和6年度の個人町・県民税所得割の納税義務者のうち、前年の合計所得金額が1,805万円以下（給与収入2,000万円以下に相当）の方が対象となります。

※均等割のみ課税される納税義務者及び非課税の方は定額減税の対象外となります。

## 減税額の算出方法等

本人及び控除対象配偶者を含めた扶養親族1人につき1万円を減税し、すべての控除を行った後の所得割額から減税を行います。

※寄附金税額控除や住宅ローン控除等の税額控除後の税額から減税します。

※均等割額からの定額減税は行いません。

**例）個人住民税所得割納税義務者、控除対象配偶者、扶養親族2人の計4人世帯の場合**

➤ 減税可能額の算出方法

$$\left( \text{個人住民税納税義務者} + \text{控除対象配偶者} + \text{扶養親族2人} \right) \times 1 \text{万円} \\ = 4 \text{人} \times 1 \text{万円} \rightarrow \underline{\text{定額減税可能額} = 4 \text{万円}}$$

## 特別徴収における定額減税の実施方法等

## 【特別徴収税額の決定・変更通知の送付時期】

定額減税の対象か否かに関わらず、例年と同じ時期に特別徴収税額の決定・変更通知書を送付します。

## 【特別徴収税額の決定・変更通知書の記載内容】

記載される税額については、定額減税「後」の実際に納付していただく税額を記載していますので、定額減税の減税額を特別徴収義務者で計算していただく必要はありません。

また、納税義務者用の通知については、摘要欄に定額減税額と未控除額を記載します。

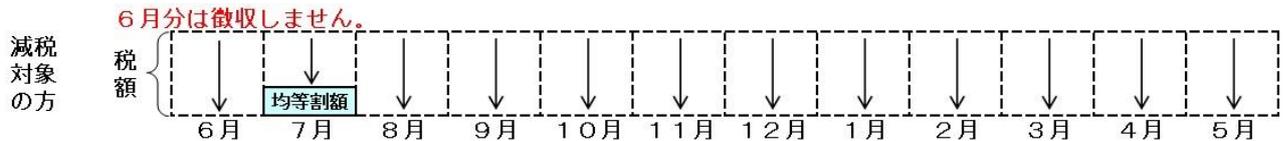
【給与所得に係る特別徴収実施方法】

令和6年6月分は徴収せず、定額減税「後」の税額を令和6年7月分～令和7年5月分の11か月で分割して徴収します（各月の100円未満の端数については、最初の月で徴収します）。

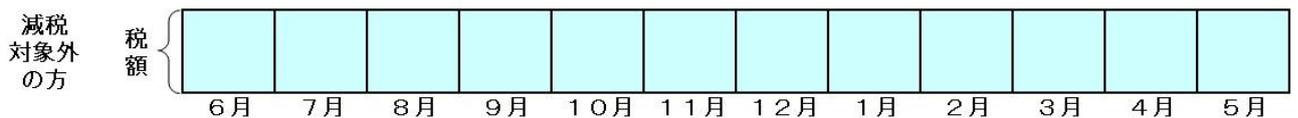
※イメージ図



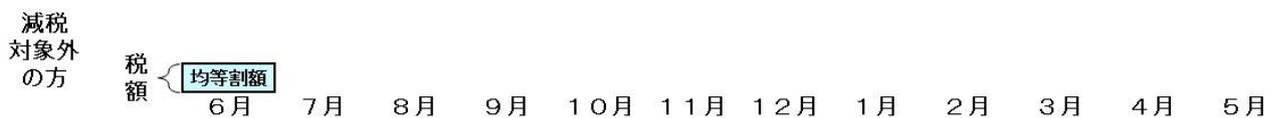
※定額減税により所得割額が0円となる場合は、令和6年7月分で均等割額をまとめて徴収します。



※定額減税の対象外となる方は、従来のとおり、令和6年6月分から徴収します。



※均等割額のみ課税されている方は、従来のとおり、令和6年6月分で徴収します。



※年度途中で就職等により普通徴収から特別徴収に切り替わる場合は、**通常どおり「特別徴収依頼届出書」を提出してください。**税額は町で計算しますので、特別徴収義務者で計算していただく必要はありません。

問い合わせ先

苓北町役場 税務住民課

電話：0969-35-1115（直通）

住所：〒863-2503

熊本県天草郡苓北町志岐660番地